

学校施設整備時における普通教室及び多目的スペース数算定の考え方について（案）

第4回検討部会で検討する普通教室及び多目的スペースのあり方のうち、児童・生徒数の変動及び学級編制基準の影響を受ける教室数及び多目的スペースの箇所数算定の考え方について、「学校施設機能に関する教員アンケート調査」等を踏まえて、下記のとおり提案します。

1 小学校

(1) 普通教室

- ①普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における児童数推計に基づいて決定する。
- ②習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための教室について、原則として1校あたり3教室^{※1}整備する。

※1：第4学年～第6学年を想定

(2) 多目的スペース

①オープンスペース

※未定（第4回検討部会において整備の有無を検討）

②多目的ホール（ランチルーム含む）

【案A】オープンスペースを整備する場合

オープンスペースを整備する場合には、学年単位の集会等に使用することができる多目的ホールについて、原則として1校あたり1カ所以上整備する。

【案B】オープンスペースを整備しない場合

オープンスペースを整備しない場合には、学年単位の集会等に使用することができる多目的ホールについて、児童数及び学級数推計に基づいて、1校あたり2カ所以上^{※2}整備する。

※2：鶴川第一小学校の整備箇所（24学級で3カ所）及び町田市の1学年あたりの望ましい学級数（3～4学級：1校あたり18～24学級）を踏まえて、「2カ所以上」と設定。

③多目的室

児童数の増加や指導体制のあり方見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室^{※3}整備する。

ただし、普通教室として使用しない場合には、習熟度別学習、外国語科及び外国語活動等をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる設えとする。

※3：第1学年～第3学年を想定

2 中学校

(1) 普通教室

- ①普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数推計に基づいて決定する。
- ②習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための教室について、1校あたり3教室^{※3}整備する。

※3：第1学年～第3学年（全学年）を想定

(2) 多目的スペース

①多目的ホール（ランチルーム含む）

学年単位の集会等に使用することができる多目的ホールについて、1校あたり1カ所^{※5}整備する。

※5：体育館、武道場以外に1カ所を想定（学年単位の集会等を3カ所で同時開催可能）

②多目的室

生徒数の増加や学級編制基準の見直し等によって、普通教室が不足する場合を想定し、普通教室に転用することが容易な多目的室について、原則として1校あたり3教室整備する。

ただし、普通教室として使用しない場合には、習熟度別学習をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる設えとする。

■普通教室・多目的室数算定の考え方（案）提案の背景

教育委員会推計では、2040年度児童・生徒数は2020年度と比べて約30%の減少を見込んでおり、少子化の傾向が変わらない限り2040年度以降の同様の傾向であることが見込まれます。

今後、開発要因（集合住宅や宅地の開発）や、国が検討に着手している指導体制のあり方見直し（少人数指導や学級編制基準の見直し含む）によって学級数が増加する可能性があります。少子化による児童・生徒数の減少によって、その増加による普通教室不足は一時的となることが想定されます。

そのため、普通教室数・多目的室算定の考え方（案）は、下記の想定で提案しています。

①多目的室による児童・生徒数の増加または学級編制基準の見直しへの対応

学校施設整備時における児童・生徒数推計を適切に見込み、児童・生徒数の変動や国が検討に着手している指導体制のあり方見直しが具体化された場合には、普通教室不足に対応するために多目的室で3年間（小学校は第1～3学年分、中学校は全学年分）吸収することを想定します。

また、普通教室不足への対応後は、多目的室として使用することを想定します。

②習熟度別学習等に必要な教室の確保

習熟度別学習等に使用する普通教室は、小・中学校ともに3教室（小学校は第4～6学年分、中学校は全学年分）を整備して対応することを想定します。

また、①で整備する多目的室は、普通教室不足への対応後は習熟度別学習等に使用する教室としても使用可能であることから、各校において最大6教室使用可能となることも想定します。